



おトクに省エネ。

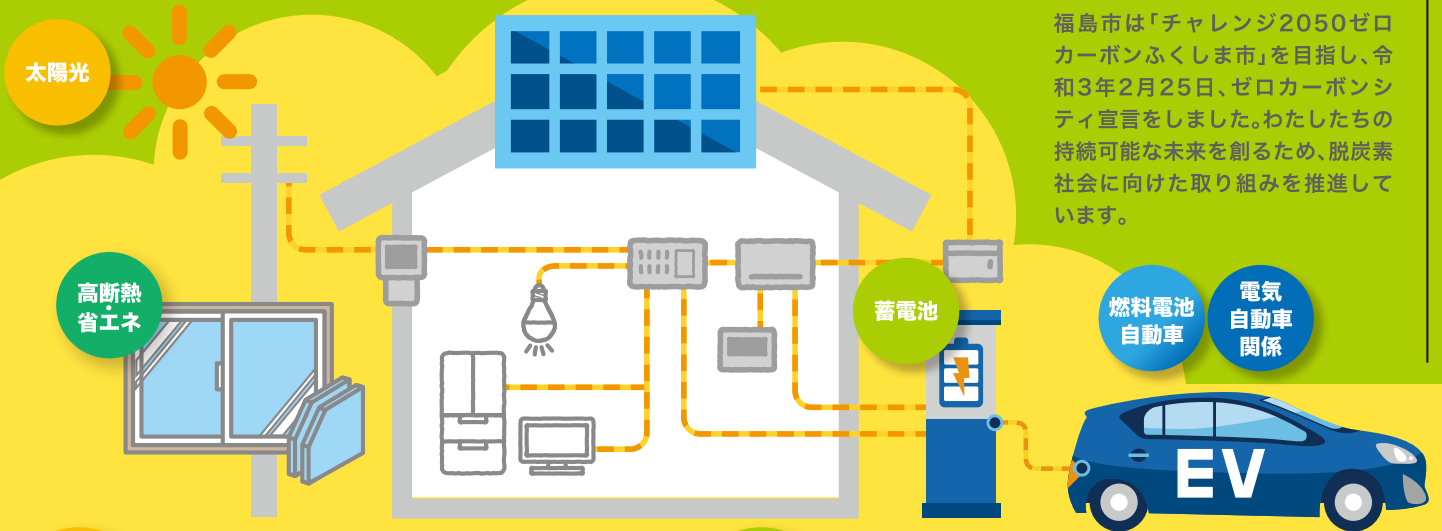
補助制度 あります!

省エネ性能の高い住宅への居住

～自分に合った方法で、快適で健康な住環境を～



一人ひとりが
取り組んで
いきましょう!



福島市は「チャレンジ2050ゼロカーボンふくしま市」を目指し、令和3年2月25日、ゼロカーボンシティ宣言をしました。わたしたちの持続可能な未来を創るため、脱炭素社会に向けた取り組みを推進しています。

太陽光

01 02 03

最大 **460,000円**

年間約 **53,000円** 節約^(※1)

蓄電池

04 05 06

最大 **364,000円**

高断熱省エネ

07 08 09 【断熱改修】

最大 **2,600,000円**

10 【省エネ機器】

最大 **150,000円**

年間約 **129,000円** 節約^(※1)

電気自動車関係

13 14 【電気自動車】

最大 **1,050,000円**

15 【家庭用電気自動車充電設備】

最大 **20,000円**

16 17 18 【V2H】

最大 **1,350,000円**

年間約 **75,000円** 節約^(※1)

燃料電池自動車

11 12 13

最大 **3,096,000円**

※1 出典「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」

※2 令和5年5月末現在の内容を記載しております

福島市環境課 **024-525-3742**

それぞれの
制度の詳細、
お問い合わせ先などは
裏面をご確認ください。

裏面を
Check!



番号	事業名	対象要件等	問い合わせ先	ホームページ
01	脱炭素住宅 整備助成事業	(1) 太陽電池の最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが 10kW 未満のもの (2) 申請年度内に FIT を含めた余剰売電を開始したもの など	福島市環境課 024-525-3742	
02	福島県住宅用太陽光発電 設備等導入支援補助金	(1) 太陽電池の最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが 10kW 未満のもの (2) 申請年度内に FIT を含めた余剰売電を開始したもの など	一般社団法人福島県再生可能 エネルギー推進センター 024-526-0070	
03	自家消費型住宅用太陽光発電 設備モデル事業補助金	(1) 太陽電池の最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが 10kW 未満のもの (2) FIT 認定を取得しないもの など	一般社団法人福島県再生可能 エネルギー推進センター 024-526-0070	
04	子どもエコすまい 支援事業	(1) 世帯を問わず対象工事を実施するリフォームを対象 (2) 定置用リチウム蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和 4 年度以降登録・公表されている蓄電システムであること など	子どもエコすまい 支援事業事務局 0570-200-594	
05	脱炭素住宅 整備助成事業	(1) 定置用のリチウムイオン蓄電池であって、容量が 1kWh 以上のもの (2) FIT を含めた余剰売電をしている住宅用太陽光発電システムと系統連系しているもの（単体で申請の場合、FIT 売電に限る） など	福島市環境課 024-525-3742	
06	福島県住宅用太陽光発電 設備等導入支援補助金	(1) 補助対象期間内に国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録をされているものであること (2) FIT に基づく電力受給契約を締結していないものであること	一般社団法人福島県再生可能 エネルギー推進センター 024-526-0070	
07	子どもエコすまい 支援事業	(1) 世帯を問わず対象工事を実施するリフォームを対象 (2) 開口部の断熱改修、外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 など	子どもエコすまい 支援事業事務局 0570-200-594	
08	先進的 窓リノベ事業	(1) 実施する補助対象工事の内容に応じて定額補助（上限 200 万円） (2) 登録されたリフォーム事業者が申請し、住宅所有者等に全額還元	先進的窓リノベ事業事務局 0570-200-594	
09	既存住宅における断熱 リフォーム支援事業	省エネ効果（15%以上）が見込まれる高性能建材（断熱材、ガラス、窓、玄関ドア）を用いた住宅の断熱リフォーム など	公益財団法人北海道 環境財団補助事業部 011-206-1573	
10	給湯省エネ事業	高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池）が対象 ※省エネ法に基づくトップランナー制度における省エネ基準を満たすもの等に限る	給湯省エネ事業事務局 0570-200-594	
11	燃料電池自動車 導入補助金	(1) 申請年度内に、車検の交付を受け、購入代金を全額支払った「自家用」の新車であること (2) 使用の本拠の位置が本市内であるとして登録されていること など	福島市環境課 024-525-3742	
12	燃料電池自動車導入促進事業 補助金	(1) 新車（初度登録前）にて FCV を導入すること (2) 導入する FCV について、専ら自家用に供し、本県内を拠点とした使用が可能であること（自動車検査証における「使用の本拠の位置」が本県内にて登録されるとともに、周辺において水素ステーションからの燃料供給が受けられる見込みがあること）	福島県エネルギー課 024-521-8417	
13	CEV 補助金	【燃料電池自動車】【電気自動車】 E V、P H V 等を導入するもの ※ホームページ内の「補助対象車両一覧」を確認ください	一般社団法人 次世代自動車振興センター 0570-001-136	
14	福島県電気自動車 導入補助制度	(1) 令和 5 年 4 月 1 日以降に初度登録された新車の自動車であること (2) 補助対象車両の購入と併せて自宅に充電設備を設置するもの又は既に自宅に充電設備を設置しているもの など	一般社団法人福島県再生可能 エネルギー推進センター 024-526-0070	
15	脱炭素住宅 整備助成事業	【家庭用電気自動車充電設備】 電気自動車等（E V、P H V）の充電設備を設置するもの など	福島市環境課 024-525-3742	
16	V2H 充電設備補助金	【V2H】 補助対象 V2H 充電設備として登録されているもの ※ホームページ内の「補助対象一覧」を確認ください	一般社団法人 次世代自動車振興センター 03-3548-9101	
17	脱炭素住宅 整備助成事業	【V2H】 FIT を含めた余剰売電をしている住宅用太陽光発電システムと系統連系しているもの（単体で申請の場合、FIT 売電に限る） など	福島市環境課 024-525-3742	
18	福島県住宅用太陽光発電 設備等導入支援補助金	【V2H】 (1) 補助対象期間内に国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録をされているものであること (2) FIT に基づく電力受給契約を締結していないものであること	一般社団法人福島県再生可能 エネルギー推進センター 024-526-0070	